

菊陽中部小学校は現在地で建て替え

菊陽中部小学校の建て替えについては、議会で慎重に審議された結果、現在地建替修正案(3階建て一部4階)に係る関連予算の議案が可決され、「現在地に新たな校舎を建設する」方向で進めていくことになりました。

これまで、「町民グラウンドに建設したい」と説明してまいりましたが、諸般の理由により現在地に建て替えさせていただくことになり、町民の皆さまにはご心配とご迷惑をおかけし、深くお詫びいたします。今後は、中部小校区関係者などを委員とする「中部小学校建設に係る検討委員会(仮称)」を設置し、現在地建て替えの基本設計を検討していく予定で、建設工事は、「平成23年度着工、平成25年の1学期完成、夏休み引越し、2学期からの授業開始」を目指し進めていく計画です。また、現在地建て替えにつき「仮設校舎」の建設が必要になります。建設場所は町民グラウンドを予定しており、児童や先生方が安心して学校生活を送れるよう早い時期に建設いたします。町としましては、1日でも早い安全で安心な校舎建設のためこの建替事業を進めてまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今回、広報きくよう2月号に引き続き、中部小建替場所決定までの経過をお知らせいたします(内容は平成22年4月15日現在のものです)。

経過

- 平成22年1月19日
議会文教厚生常任委員会
町長、「新たな土地案は、『農業振興地域の除外と農地転用の許可が極めて困難』と県から回答があった」などの調査結果を報告。
- 平成22年1月下旬
町や議会で、このまま引き延ばすことはできないので、現在地建替案に戻り、整備内容を再度調整する案も出始める。
- 平成22年2月2日～19日
議会文教厚生常任委員会や議会全員協議会で、町民グラウンド案、新たな土地案、現在地建替修正案が議論される。
- 平成22年2月24日
議会全員協議会
町長、「町民グラウンドは利用者も多く、反対運動も多い。また、PTAからの早期建設要望などを踏まえ、町民グラウンド案を取り下げ、現在地建替(修
- 正)案を再度提案したい。1日も早く建て替えに着手したい」と表明。
- 平成22年3月2日
臨時議会
町長、町民グラウンド建替関連予算の取り下げ案を提案し、賛成多数で可決される。また、現在地建替修正案の関連予算を提案したが、継続審査となる。
- 平成22年3月4日～3月議会
本議会や文教厚生常任委員会、全員協議会で、新たな土地案、現在地建替修正案が議論される。
- 平成22年3月20日
建て替え問題に係る町民集会(町からも出席)
- 平成22年3月25日
3月議会最終日
現在地建替修正案の関連予算の議案が、賛成多数で可決される。



イメージ図(北側から望む)



イメージ図(南側から望む)

これはイメージ図であり、実際の校舎は検討委員会設置後、基本設計を検討していくうえで決定されます。

問い合わせ

学務課

☎ 232-4918

大津警察署からお知らせ

津久礼駐在所が2人体制になりました

菊陽町の人口増加・地域の要望などもあり、大津警察署管轄津久礼駐在所に、2人の警察官が配置されました。「事故・犯罪などを少しでも減らすため、地域の皆さんのために精一杯頑張りますのでよろしくお願い致します」と抱負を語られました。



でみず ひろし
出水 博さん(53)
(警部補)



なかにし こういち
中西 功一さん(24)
(巡查)

問い合わせ

津久礼駐在所
大津警察署

☎ 232-2027
☎ 294-0110

新しいスクールパトロール隊を紹介します!

スクールパトロール隊は、児童・生徒の安全を確保するために結成したもので、パトロール隊員4人、コーディネーター1人の計5人が2人1組になり、青色回転灯のパトロール車で活動しています。隊員は、町内各地で活動中の交通指導員や地域ボランティアの人たちなどと協力し、不審者対策を行うとともに、交通安全対策を図っています。

スクールパトロール隊の目

- ・見わたす ———— 危険な場所がないか
- ・見回る ———— 不審者がいないか
- ・見守る ———— 子どもの健やかな成長を
- ・見習ってもらおう ———— みんなのお手本として
- ・見過ごさない ———— どんな事故、事件でも
- ・見逃さない ———— 様々な危険の前兆

コーディネーター

隊員



なかおか としひろ
中岡 敏博



むらかみ けい さき
村上今朝明



なかがわ ともよし
中川 知義



あらかき よしゆき
荒木 義幸



よしだ よしあき
吉田 義昭

問い合わせ

総務課 交通防災係

☎ 232-2111



道路上に張り出している樹木の枝が車道や歩道へ張り出して、その場所が多々見受けられる。そのために通行に支障があると、苦情が寄せられています。これらに起因して、車両や歩行者に事故が発生した場合は、樹木所有者に損害賠償などの責任を問われることもあります(民法第717条)。土地の工作物の占有者及び所有者の責任。

道路上空へのはみ出しや立ち枯れ木の道路への倒木、竹林などの繁茂による道路への飛び出しが見られる土地所有者は、個人の管理・責任のもと、枝払いや伐採などの処置を取るようにお願いします。

道路上に張り出している樹木伐採のお願い

問い合わせ

建設課 管理係

☎ 232-2115